

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的なテーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI								
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他	条例外			
2 都市計画	①緑	緑の多い住宅都市。(1回)	魅力のない緑、問題の緑がある。交通標識や安全施設、歩道を覆う緑。(2回)	6 4 魅力のない緑をどのようにするか。(2・4回)	●																△			
			小平はまだまた緑が多いが、それが急速になくなりつつある。(1回)	7 5 緑を守るコミュニティづくり。(1回)	●				○				●		●								△	
			用水周辺の魅力ある緑も、最近管理が行き届かず、緑も用水もあれ始めている。(2回)	8 6 緑を守る、残す、創る取組み。(1回)	●				●				●		●		●							
				9 緑について、一般的に「まちづくり条例」の中で記述はあるが、自治基本条例になじむか。(4回)	◎◎								◎		◎									◎
	②水	水のある暮らし。(2回)	小平の魅力は2つの用水があること。他にない魅力。(2回)	11 7 小平は用水が生まれたまち。このことを基本に、水を生活の中に組み入れたまちを考える。(2回)	○										●		●							
				12 環境用水は小平の宝であり、市民の環境権としても重要で、位置づける。小平市には用水の条例内容をチェックし、みんなの意図が含まれている条例かを見て、対策を立てる。(4回)	◎◎										◎		◎							
	③コンパクト都市	便利で、生活圏で暮らせるまち。(1回)	住んでみると、小平はコンパクトで生活し易い。(2回)	13 8 歩いて(自転車)で生活できる、生活圏で暮らせるまちを目指す。	○				●	●						●								
			小平は公共交通が不便で、公共施設等の利用がしにくい。(1回)	14 9 買い物に便利、いろいろな公共施設にアクセスがよいまち。(1回)	○				●	●							●							
				15 市内には7つの駅があり、駅周辺にはちょうど同じような近隣商店街などもある。この駅勢圏を活かしてコンパクトで住み易い駅を造るための都市計画を考える。(4回)	◎					◎						◎		◎						
	④都市計画等の制度	高い建物の少ない見通しの良いまち。(1回)	建て替え等で、最近の住宅は敷地規模が小さくなり、密集住宅地に変わり始めている地区もある。(1回)	16 10 小平のよさの比較的ゆったりとした低層住宅の特徴をまもる。(2回)	◎◎				●	●					●	●	●							
			中高層マンションが増え、他の町と同じになってきた。(1回)	17 11 建築規制、土地取引規制等、独自のルールづくりが必要だ。(2回)					●	●	◎		●										◎	
			市の都市計画用途地域規制の仕方が高い建物の建設を許している。(2回)	18 12 土地所有者の私権の問題をどう扱うか、私権の制限可能か(2回)	◎◎				●	●	●		●										◎	
		市の都市計画用途地域規制の仕方が高い建物や過密住宅地などを許している。(2回)	19 13 今の都市計画を見直し、規制が必要。(2回)	◎◎				●	◎	●				●										
	二丁目に合った都市施設(2回)	公園など国の法規制によって本当に利用するには不便。(2回)	20 14 他条例、まちづくりと国の制度との折り合いをどうするか。(3回)	◎	●			◎	◎			●										◎		
			21 手軽に行政発行書類がどこでも取れるなど。(4回)						○															
	広域的な交通体系等の都市の基本的な施設や環境の確立。(1回)	欠落している広域行政。(1回)	22 15 小平という狭い行政範囲の中だけで考えず、広域行政も視野に入れて考える。(1回)					●	○	●		●												
	市民が魅力を感じるまちづくりが保証されている。(4回)	所有権や私権が保証されて、かつて気ままにまちがつくら、魅力がどんどんなくなっている。(4回)	23 自治基本条例で都市計画について何が書けるか。個別規制は自治基本条例にはそぐわない可能性がある。開発等のまちづくりのプロセス段階で市民や地域の意向を反映する方法しかないのか。また、開発指導要綱等の個別の制度との整合性をどのように担保するかは今後の検討課題とする。(4回)	◎				◎	◎					◎		◎								

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的なテーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)											独自・個別の法令対応等 PI									
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加の仕組み	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む		前文	教育	仕組み作り	その他	条例外				
3	①安全・安心	安全で安心な住みよい小平をつくる。(1回)	住居表示が地番になっているところはまだあり、住民に判りにくい。そのため災害などのとき、対応が難しい。(2回)																						
		障害者が外出し易いまち(2回)		24 16 安心して歩けるまち。障害物の少ないまち。(1回)	○	●			●	●	●			●											
	②景観・環境	美しいまち。ごみがない。(1回)	自治会がごみの集積所などについて、自治会がないところもあり、個人個人が独自にごみの集積所を利用している。(2回) 集積所の決め方も住民任せになっている。(2回) ごみの出し方など、日常生活のルールがない。(2回)	25 17 生活の基本的なルールをみんなで作る、認識する。(2回)		●			●		◎	◎	●												
		歴史文化と結びついた景観保全。(2回)	緑と水、江戸からの歴史的な景観がまだ残る。(2回)	26 18 小平の景観づくりなどをするため、小平のことをみんなで知ることが必要。(2回)				●			●	●	●	○	●										
	③農業・農地	小規模農地を残す。(3回)	相続税問題で農地が減る。(3回) 小平の農業、自給・自足。(3回)	27 19 税制の問題を改善しないとだめ。(2回) 28 20 朝市など、生産者と消費者の総合的なつながりが必要。(3回)		●		●	●	●	●	●	●												○
		①活気	活気があって若い層がイキイキ暮らせるまち。(1回)	団塊の世代の退職者層が今後増える。(2回)	29 21 子どもや若者と中高年が元気な仕組みが違う。この仕組みを考える。(2回)					●	●	●	●	●											○
4	①活気	お年寄りが元気で暮らせる、元気の出るまちにしたい。(2回)	市は今後高齢化が進む。(1回)							●	◎	◎	●												
		音楽のあるまち。(1回)								●	●	●	●	●											
		新しい町内会、NPOの活躍するまち。(1回)								●	●	●	●	●											
	②世代交流や思いやり	新しい町内会、NPOの活躍するまち。(1回)																							
		コミュニティビジネスが生まれ、育ち、活発なまち。(1回)											●	●	●										
		助け合いの出来る、思いやりのあるまち。(1回)	昔、小平のイベントでは多くの人々が参加し、企画・運営を行った。今は薄れている。(2回)	30 22 小平には大学が多い。学生が地域に入り込める仕組みを考える。(2回)		●			○		●	●	●	●											
③子ども・教育問題	三世代が交流するまち。(1回)		31 23 世代を超えて対話出来る。(1回)							●	○	●	●	●											
	子どもの権利を守るまち(いじめなどのない小平)。(3回)	小平のもいじめがある。(3回)先生・教育委員会でも対応が難しい。(3回)	32 24 あらゆることに問題意識が持てる人、子どもを育てる。(1回)	◎	◎	●		●	●	◎	●	●	●	●											
		周りの人がうるさいなど、子どもが遊んでいるのを受け入れない。(2回)	33 25 遊ぶのは子どもの権利として受け入れる。(2回)		○			●	●			●	●	●											
		大人の考えた、型どおりの対策では上手くいかない。(3回)	34 26 子どもの自主性を尊重し、自浄力を高め、いじめ対応や公園利用などのルールづくりなどが出来ないか。(3回)	◎	◎			●	◎	◎	◎	●	●	●	●										
		35 教育委員会の責務として子どもの権利を入れる。(4回)	◎	◎			◎	◎						◎											
	36 教育や学校に対する子どもオンブズマン制度の導入。(4回)							◎	◎				◎												
③子ども・教育問題	小平の未来を作る教育。(1回)	子どもに過保護な社会である現状をどうするか。(3回)	37 27 新教育基本法ではない小平独自の教育システムの構築。(1回)							●	○	●	●	●	●										
			38 小学生のころから、自分の周りのまちについて学習し、考える訓練をする教育の導入を検討する。(4回)		◎				◎					◎											
			39 教育委員会を行政機関に中に位置づけ、教育委員会の市民参加もその中で述べる。(4回)											◎	◎										

項目	細項目	目標	現状の認識	目標を達成するためには、どんな条例にしたら良いか 条例で何を検討したらよいか 3/16に配布された時の番号	条例の具体的テーマとの関係 (○:1テーマに関係。◎:2つ以上のテーマに関係)														PI	独自・個別の法令対応等
					目的・理念・定義・基本原則	市民の役割・権利	市長役割・権限	議会の役割権限	市民参加のまちづくり	行政運営	コミュニティ	人・組織づくり	情報・場づくり	環境権	次世代を育む	前文	教育	仕組み作り		
①つくり方・PIなど	主体的につくる。(1回)	今回の条例は、市長のマニフェストにあり、上から発議されたもの。市民が主体性を発揮して作らないとだめだ。(1回)	79 60 つくって終わりにしない内容。(1回)	◎	◎	◎	●	◎								●	◎	◎		
	誰のために作るのかを明確にする。(1回)	コンサルタントに頼らない、自から考えてまとめる。今までの報告書や計画書づくりは作って終わりが多い。(1回)	80 61 市民の視点から都市計画などを見直していくことが必要。(2回)	◎			●	◎	●											
	子ども・若者の意見が反映された条例。(3回)	まちづくりに子どもの意見を入れる仕組みを考える。(3回)	81 62 私の意見発表会の活用(中学生を対象に今行っている行事)。(3回)	●			●	◎	●	●	●	●	●	●					◎	
		子ども(中高生)の声を聴く。(1回)	82 63 総合的な学習だけでなく、個別の授業でも対応が可能なので、4月からの学校が計画を今作っているときに協力を申し込むことが大事。(3回)				●		●	●	●	●	●	●					○	
		小平に子どもや学生が多いという印象が少ない。(2回)	83 64 アンケートなど、中学生の意見を吸い上げる方法を考える。(3回)				●	◎	●	●	●	●	●	●					◎	
		武美の学生は、他では地域でいろいろな活動していると話は聴く。(3回)	84 65 小平は学生が多いので、学生を条例づくりやまちづくりに引きこむ。(3回)				●	●	●	●	●	●	●	●					○	
		学生は小平では日常生活の時間を持たないように感じている。(3回)	85 66 条例づくりに学生の参加を促す。(3回)				●	●	●	●	●	●	●	●					○	
	小平は駅が多いので、駅を利用して学生が参加できる企画ができないか。(3回)	86 67 市民と学生が一体となって進める、国立みたいなことが出来ないか。(3回)					◎		●	●	●	●	●					◎		
	8 条例	市民みんなにわかりやすく、使い易い基本条例。(1回)	自治基本条例はニセコ町を参考にしたら。(1回)	87 68 ニセコ町のまちづくり条例のような、一般市民に判り易い行政説明が、小平市のスタンダードになってほしい。(1回)	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●			
		理念より実用価値のある条例。(1回)		88 69 市民の生活を支えるための基本的な約束事を決めたい(手法をきめる)。(1回)	○			●	●	●	●	●	●	●		●	●			
小平のウリがある条例。(3回)			89 70 小平の出生数は比較的高いが、少子化対策へのアクションなどを考えるのか。(3回)	○			●	●	●	●	●	●	●			●				
②内容		個別条例と整合されている条例。(4回)	他の条例も含めて、罰則規定がないと、そのため、実効性がうすい。(4回)	90 罰則規定をこの条例に込みこむのは困難な面がある。個別条例の罰則規定の導入と、この条例との関係をどのようにするか。(4回)														○		
				91 基本条例の中で個別条例についてどこまで記述できるか検討課題。															○	
			92 個別条例のどのスタンスをあわすことは考えない。この条例を先に作る必要がある。(4回)															○		
	93 この条例は、最上位に位置づけられており、この条例とあわない個別条例の項目が出た場合は、個別条例を見直すことが市の考え方(市の意見)。(4回)																○			
市民の思いが明記された条例。(4回)	市民お思いが伝わらないのは問題である。(4回)	94 前文をつくり、そこに項目で豹変できないもの、われわれ市民の思いなど記述することが必要。(4回)																		
③理念・目標等	まちの将来を自治基本条例で決める。(2回)	95 71 地域の自治を目指すことを目標に。(1回)	◎				◎	●			●	●								
		96 72 まずは“市民が主役”の理念。(1回)	○	●				●	●			●								
		97 73 自治基本条例の認識は、1)理念、2)理念の具体的制度、3)制度を具体的に動かす体系。(2回)	○					●	●			●				●				
		98 74 理念に子どもを大事にすることを謳う。(3回)	○					●	●			●	●							
		99 75 子どもの権利を明文化。(3回)	○	●				●	●			●								

●の合計	3	34	12	8	54	21	72	34	48	12	45	12	7	9	4	4	0	0
◎の合計	16	18	0	1	21	28	6	15	9	4	3	5	0	0	0	0	5	5
○の合計	15	2	0	0	3	8	3	4	3	0	0	1	0	0	0	0	3	6
総合計	34	54	12	9	78	57	81	53	60	16	48	18	7	9	4	4	8	11